

社会福祉法人緑山福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人緑山福祉会（以下当法人という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める事とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

一律	5,000円
----	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

一律	5,000円
----	--------

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

一律	5,000円
----	--------

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。